

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】令和3年7月26日(2021.7.26)

【公開番号】特開2020-26374(P2020-26374A)

【公開日】令和2年2月20日(2020.2.20)

【年通号数】公開・登録公報2020-007

【出願番号】特願2018-152319(P2018-152319)

【国際特許分類】

C 30 B 29/36 (2006.01)

C 30 B 23/02 (2006.01)

【F I】

C 30 B 29/36 A

C 30 B 23/02

【手続補正書】

【提出日】令和3年5月11日(2021.5.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0025】

ここで結晶方位及び面は、ミラー指数として以下の括弧を用いて表記される。()と{}は面を表す時に用いられる。()は特定の面を表現する際に用いられ、{}は結晶の対称性による等価な面の総称(集合面)を表現する際に用いられる。一方で、<>と[]は方向を表す時に用いられる。[]は特定の方向を表現する際に用いられ、<>は結晶の対称性による等価な方向を表現する際に用いられる。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0029

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0029】

原子配列面2の形状はX線回折(XRD)により測定できる。測定する面は測定する方向に応じて決定される。測定方向を[h k i l]とすると、測定面は(m h m k m i n)の関係を満たす必要がある。ここで、mは0以上の整数であり、nは自然数である。例えば、[1 1 - 2 0]方向に測定する場合は、m = 0、n = 4として(0 0 0 4)面、m = 2、n = 16として(2 2 - 4 1 6)面等が選択される。一方で、[1 - 1 0 0]方向に測定する場合は、m = 0、n = 4として(0 0 0 4)面、m = 3、n = 16として(3 - 3 0 1 6)面等が選択される。すなわち測定面は、測定方向によって異なる面であってもよく、測定される原子配列面2は必ずしも同じ面とはならなくてもよい。上記関係を満たすことで、結晶成長時に及ぼす影響の少ないa面又はm面方向の格子湾曲をc面方向の格子湾曲と誤認することを防ぐことができる。また測定はC面、S i面のいずれの面を選択してもよいが、坩堝の設置面に貼りつける貼付面(第1面)に対して行うことがほしい。